

新兵庫県環境学習環境教育基本方針（仮称）（素案）概要

I 方針の基本的事項

- 1 方針の背景・趣旨
地域力で創る環境先導社会の構築、人と自然が共生する“豊かで美しいひょうご”の実現に向け、多様な主体の参画と協働により、環境学習・教育を積極的に展開することが必要
- 2 方針の性格
①施策の総合的・計画的運営指針 ②各主体の共有すべき理念、目標 ③法に基づく行動計画 ④市町の参考指針
- 3 方針の期間
平成28年度～37年度（10年間）

II 環境学習・教育をめぐるこれまでの取組

- 1 国際的な取組状況
平成17年から国連ESDの10年が開始。平成26年には後継プログラムであるグローバルアクションプログラム（GAP）が国連総会で採択
- 2 国の取組状況
環境基本法に環境学習・教育を位置づけるとともに、環境教育等促進法により推進
- 3 兵庫県の取組状況
環境の保全と創造に関する条例で環境学習・教育を位置づけるとともに、環境学習環境教育基本方針により推進

III 兵庫県の現状と環境学習・教育の実施状況

- 1 環境に関する現況
地球温暖化や生物多様性などの課題に加え、エネルギー問題や野生動物による農林業被害など新たな環境問題も生じている。人口減少社会の中で持続可能な社会を築くためには、県民、地域団体やNPO、事業者、行政などが互いに連携し取り組むことが必要
- 2 兵庫県の環境学習・教育の実施状況
 - (1) ライフステージに応じた環境学習・教育の推進
 - ア 幼児期においては、動植物とのふれあいや作物の栽培など、自然体験を通じて豊かな感性を育み、生命の大切さを学ぶ「ひょうごっこグリーンガーデン」事業を展開
 - イ 学齢期においては、地域の身近な環境を題材に、各教科や総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通じて環境教育を行う「ひょうごグリーンスクール」事業を展開
 - ウ 成人期においては、自らも学びつつ、幼児、児童、生徒への環境学習・教育の支援を通じて、次世代に環境や生命の大切さを伝える「ひょうごグリーンサポートクラブ」事業を展開
 - エ 環境学習・教育を総合的に推進するため、ひょうご環境体験館など基盤の整備と実施主体への支援を実施
 - (2) 地域の特徴を活かした取組の推進
地域ごとに自然的、歴史的な特徴を活かした取組を展開
 - (3) NPO等の取組
平成17年度末の645団体から、26年度末で1,053団体に増加
- 3 兵庫県における環境学習・教育の課題
 - ア ふるさと意識を育み環境保全・創造への意識を高める環境学習・教育の実施
 - ・ふるさとへの愛着を持った次世代の環境を担う人づくり
 - ・都市と農村の交流による環境保全・創造活動の促進
 - ・地域の実情に応じた環境学習・教育の推進
 - イ 乳幼児期からシニア世代まで学び続ける環境学習・教育の推進
 - ・就園前の環境学習・教育のあり方の研究・推進
 - ・世代間で継続した環境学習・教育の推進
 - ウ 環境学習・教育の人材育成・活用及び協働取組の促進
 - ・環境学習・教育を支援する人材の育成・発掘・活用
 - ・各主体間の協働取組のさらなる促進

IV 環境学習・教育の在り方

- 1 推進にあたっての基本的考え方
 - (1) 「こころ」を育み、「自然」、「くらし」、「社会」を総合的に学ぶ環境学習・教育の推進
 - ①「環境倫理に根ざした教育」-環境を大切にする価値観の醸成-
 - ②「生態系を理解する」-自然メカニズムの理解-
 - ③「くらしの知恵を学ぶ」-生活スキルの習得-
 - ④「社会とのかかわりを知る」-社会と結びついた環境学習・教育-
 - ⑤「総合的な理解を促す」-体験を通じた総合的学習-
 - (2) 自ら「体験」、「発見」し、自ら「学ぶ」環境学習・教育プロセスの推進
 - ①「現場、本物に触れ、感動する」-現場体験-
 - ②「基本を学ぶ」-基礎的学習-
 - ③「多様な選択肢の下、発展的に学ぶ」-発展的学習-
 - ④「意欲が高まり、行動をはじめ」-行動学習-
 - (3) 本県の特徴を活かした環境学習・教育の推進
 - ①地域の多様な自然・風土を生かした環境学習・教育モデルの創造
 - ②県民主役の取組の推進-広範な層の参画と協働-
 - ③防災教育との連携-阪神・淡路大震災の教訓継承-
 - ④国際協力・交流の推進-国際的機関の活用-
- 2 各主体における環境学習・教育の推進
 - (1) 学校・教育機関、大学・研究機関
学校等においては、引き続き環境学習・教育を実施するためカリキュラムの開発や教員の研修等を推進。大学等においては、学校や地域等との連携の下、学習・教育方法の研究等を推進
 - (2) 地域団体（民間団体）
地域における環境学習・教育の中心的な役割を果たす実施主体であるとともに、学校等の取組を支援
 - (3) 中間支援組織
各主体に対し情報提供、コーディネートを行い、多様な主体の交流・連携を支援
 - (4) 行政（県、市町）
県は、環境学習・教育の実施主体であるとともに市町等への支援を実施。市町は、県等と連携し地域の実情に即した活動を展開
 - (5) 企業・事業者
事業活動の内外で環境学習・教育に取り組むとともに地域の環境保全・創造活動への参画や消費者の意識啓発を実施
- 3 ライフステージに応じた環境学習・教育の推進
各ステージにおける基本的考え方は以下のとおりであるが、世代間の継続性や多世代交流にも配慮
 - (1) 乳幼児期
五感で自然と親しめる機会を通して、好奇心や探求心、それらを生かして生活や遊びに取り入れていこうとする力を養う
 - (2) 小学生
環境との関わりや体験を通して、豊かな感受性や環境へのものの見方や考え方を育み、環境に配慮した生活習慣を確立
 - (3) 中学生
学習と実践の一体的展開により、環境に配慮した行動を自発的にとれるよう促すとともに持続可能な社会形成の重要性を認識
 - (4) 高校生
論理的かつ科学的な学習を進めるとともに持続可能な社会を目指し主体的に行動
 - (5) 大学生
専門課程等を通じて積極的に学び、持続可能な社会づくりに取り組むとともに環境学習・教育の指導者を育成
 - (6) 社会人世代
日常生活を通じて環境学習・教育の成果を実践するとともに新たな環境課題等への理解を深め、持続可能な社会の必要性を共有
 - (7) シニア世代
子や孫とともに実践し、伝えるなど環境学習・教育を継続

V 環境学習・教育の推進方策

- 1 推進にあたっての基本目標
 - (1) 「だれもが、どこでも、いつでも学べる仕組みづくり-参加者の拡大-
 - (2) 「五感（触れる、見る、聞く、嗅ぐ、味わう）で学ぶ場づくり-拠点の形成-
 - (3) 「学びの資源づくり-学習基盤の形成-
 - (4) 「学びから実践へ、実践から学びへの環づくり-学習と実践の一体化-
- 2 具体的な推進方策
 - (1) 地域の特徴を活かした体験型環境学習・教育の推進
 - ア ふるさとへの愛着を育む環境学習・教育の推進
乳幼児からシニア世代まで地域の実情に応じた環境学習・教育を推進するとともに、都市公園や自然公園など身近な自然もフィールドとして活用
 - イ 学校等における環境学習・教育の推進・支援
幼稚園等や小・中・高等学校における地域の実情に応じた環境学習・教育を推進するとともに取組を支援。大学ではインターンシップなど学習から実践につながるプログラムを実施
 - ウ 県民運動等と連携した事業の実施
県民運動等と環境学習・教育の連携を進め、学習と実践の一体的展開を図る
 - (2) 環境学習・教育を支える基盤の構築
 - ア 情報の収集・提供
イベントや環境学習・教育の実施状況、環境学習・教育プログラム等の情報を提供
 - イ 環境学習・教育をリードする人材の育成・登録・派遣
地域リーダーや教員等への研修を実施するとともに学校や地域等を支援する人材の育成・派遣により取組を支援
 - ウ 環境学習・教育拠点施設のネットワーク形成
環境学習・教育の拠点となり得る施設や実施機関のネットワーク形成を推進
 - エ 環境学習・教育プログラムの開発・実施
各機関の協働により環境学習・教育プログラムの開発・実施を推進
 - オ 体験の機会の場の提供
地域団体等と連携し地域密着型のイベントを開催するとともに環境教育等促進法に基づく体験の機会の場の認定を実施
 - (3) 実践活動を促す総合的支援策の充実
 - ア 相談窓口の設置
環境学習・教育に関する総合相談窓口であるひょうごエコプラザにおいて情報提供や人材のあっせん等を実施
 - イ 各主体への活動支援及び主体間の連携促進
学校等、民間団体、企業・事業者、県民、地域への各種支援を実施するとともに主体間の連携を促進

VI 総合的な推進体制の構築

- 1 支援・推進体制の整備
- 2 主体間での適切な役割分担の実施
- 3 評価・検証の実施